

○やむを得ない場合に係る地域密着型サービス利用の同意から指定までの手続きについて

2 旭川市の被保険者が、旭川市外の地域密着型サービス事業を利用しなくてはならない場合	
(1)	市外地域密着型サービス事業者 旭川市（介護保険課） 利用に伴う協議依頼
(2)	旭川市（介護保険課） 市外保険者（他市区町村，広域連合） 同意依頼
(3)	市外保険者（他市区町村，広域連合） 旭川市（介護保険課） 同意書若しくは不同意書
(4)	旭川市（介護保険課） 市外地域密着型サービス事業者 同意若しくは不同意の連絡
(5)	市外地域密着型サービス事業者 旭川市（指導監査課） （※同意が得られた場合） 指定申請
(6)	旭川市（指導監査課） 市外保険者（他市区町村，広域連合） ※指導監査課が介護システムに入力 指定の通知 ※保険者が同意。ただし，同意のシステム入力は上川総合振興局等